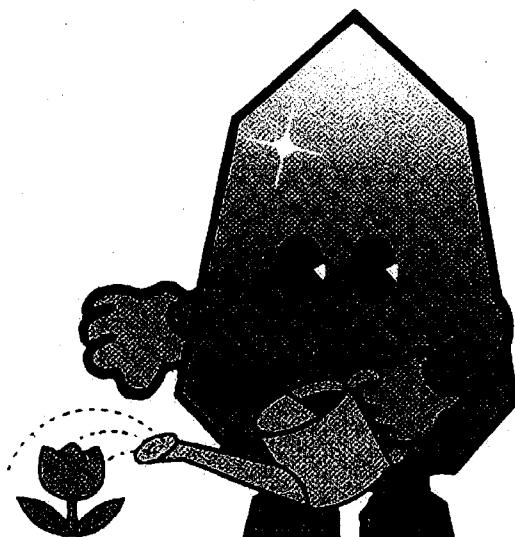


石川町教育委員会の点検・評価報告書 (平成28年度施策・事業)



平成29年8月
石川町教育委員会

一目 次一

I 教育委員会の点検・評価制度について	1
II 点検・評価の実施経過及び予定	2
III 点検評価項目	3
IV 評価委員会からいただいた主な意見	4
V 点検・評価結果	7
1 点検・評価表【別冊】	7
2 点検・評価表の見方	7
VI 資料	
石川町教育委員会評価委員会設置要綱	8
関係法令	9
評価委員会委員名簿	10
平成28年度石川町教育委員会の点検・評価について「ご意見をお寄せください」	11

I 教育委員会の点検・評価制度について

1. 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）では、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が、①毎年、②教育長及び事務局の事務執行を含む教育委員会の事務の管理執行の状況について、③教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検評価を行うこととし、④その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないことが規定されています。

2. 目的

効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、町民への説明責任を果たし、町民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

3. 点検・評価の方法

- ①教育方針に掲げた施策体系を基に、教育委員会事務局各係等の懸案事項など、主要な施策・事業（平成28年度は重点施策のうちから14項目）を抽出整理し、点検・評価項目とする。
- ②事業実施担当係等において、施策・事業の目標に対し、可能な限りの定量評価を実施し、点検・評価表を整理する。
- ③点検・評価表を基に学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検評価を行う。
- ④教育委員会は、点検・評価の結果をまとめ、報告書を議会に提出する。
- ⑤評価結果は、町の「ホームページ」及び閲覧等により公表する。

4. 点検評価の流れ

点検評価を実施するに当たり、次のPDCAサイクルを繰り返すことにより、継続的な事業改善を行っていく。

Plan (立案) : 教育行政に関する各種計画の策定

Do (実行) : 計画に基づいた業務の遂行

Check (評価) : 点検・評価の実施

Action (改善) : 議会への報告・町民への公表 → 改善・見直しの検討

II 点検・評価の実施経過及び予定

年 月	会 議 等	内 容
29年 6月～7月	作業	点検・評価表の作成作業
29年 8月	評価委員会	「28年度点検・評価」評価作業並びに報告書作成
29年 9月	教育委員会 議会へ報告	教育委員会点検・評価について協議 町議会へ報告書の提出
29年10月	公表	
30年 2月	教育委員会	次年度以降に生かす評価の改善点明確化

※公表

評価結果は、各自治センターでの閲覧及び町ホームページ等により公表する。

III 点検・評価項目

No.	項目	担当係
1	教育委員会会議の実施状況	総務係
2	教育委員の活動状況	同
3	学校統合の推進	同
4	施設設備・学習環境の整備充実	同
5	教師の指導力の向上と確かな学力の育成 (1) 学力向上推進事業の推進	学校教育係
6	教師の指導力の向上と確かな学力の育成 (2) 「いしかわ交流・連携」の推進	同
7	情報化教育と国際理解教育の推進 電子黒板等 I C T 機器の活用と英語教育の推進	同
8	青少年活動の推進 放課後児童対策事業(放課後子ども教室)	生涯学習係
9	生涯学習機会の充実、社会教育の充実 生涯学習(各自治センター)への支援 公民館事業の支援	同
10	公民館図書室利用の促進	同
11	文化財の保護・活用と愛護思想の高揚 文化財普及活動(埋蔵文化財出前体験学習事業)	文化振興係
12	スポーツの振興	体育振興係
13	社会体育施設の整備	同
14	鉱物、歴史民俗資料の公開、教育普及活動、調査研究の推進	歴史民俗資料館

IV 評価委員会からいただいた主な意見

総務領域

1 教育委員会会議の実施状況

- ① 年12回、定期的に教育委員会が開催され、懸案事項等の審議が行われていることは大変良いことだと思うので、今後も継続してもらいたい。
なお、委員会の会議内容を全町民へ周知する方法を考えて欲しい。(広報いしかわ等)
- ② 定例会12回の開催は、委員の意見交換が十分に行われていると考えられ評価できる。

2 教育委員の活動状況

- ① 学校視察及び教職員との懇談は現場の状況を把握し、次の施策に取り組む上でも大変重要だと思いますので今後も継続してください。また、研修及び学校行事へ積極的に参加するのは大変素晴らしいことであり、今後も自己研鑽を含め続けて欲しい。
- ② 各小学校の行事参加、研修会への参加が積極的に行われています。また、小学校2校を訪問しての授業内容点検は評価できます。

3 学校統合の推進

- ① 学校統合事業も校舎、更に屋内運動場等が完成し、ハード面は整ってきた。
今後は学力向上のための取り組みを強化して欲しい。
- ② 小学校屋内運動場建設や校庭整備も完了し、統合に係るスケジュールが順調に進んでいることは評価できる。

4 施設設備・学習環境の整備充実

- ① 耐震補強、各種設備機器のメンテナンス及び調理場建設事業等が計画的に行われていることは、児童の安全安心に繋がり大変良いことだと思います。
- ② 石川町の将来を担う子供たちのため、教育には適切に予算が使われていると思う。
- ③ 石川中学校の調理場建設事業が、なるべく早く施工されることを望みます。

学校教育領域

5 教師の指導力の向上と確かな学力の育成

(1) 学力向上推進事業の推進

- ① 石川町教育ゼミナール等教員研修の実施により、教師のスキルアップ及びリーダー育成を図ったことは大変素晴らしいと思います。特に上越教育大学とのコラボ企画、そして教育ジャーナリストの講演等、質の高い事業だったと思います。
- ② 学力向上の実績が分かるように数字で示して欲しい。
- ③ 石川町教育ゼミナールの参加者が延べ100名になった事は、関心が高まっている表れであり、先生方の授業力向上に役立つことを望みます。
- ④ 学びの習慣確立のため、家庭学習との連携にもっと力を入れて欲しい。

6 教師の指導力の向上と確かな学力の育成

(2) 「いしかわ交流・連携」の推進

- ① フライデーコネクションは、中1ギャップをなくすためにも大変有意義な事業で、今後も続けて欲しい。また、生徒の悩み等相談できるスクールカウンセラーを有効に配置できるよう努力して欲しい。

- ② 不登校の現状を見ると、先生方の努力が伺える。
- ③ スクールカウンセラー不足の中ですが、中学校においてはなるべく多くの相談日が設けられることを望みます。

7 情報化教育と国際理解教育の推進

－電子黒板等ＩＣＴ機器の活用と英語教育の推進－

- ① 益々グローバル化が進む中、ＩＣＴによる授業は重要になってくると思われますので、先生方の情報リテラシーを伸ばす研修が必要である。また、今後教育クラウドプラットフォームが進む中、対応も考えておく必要がある。
- ② 定着するように、更にがんばって欲しい。
- ③ タブレット端末の授業活用が学力向上に役立つて欲しい。また、英語の語学力向上に向けたオールイングリッシュ等の授業実施を望みます。

生涯学習領域

8 青少年活動の推進

－放課後児童対策事業（放課後子ども教室）－

- ① 地域の方々の協力で子供たちに情操教育の場を与えられることは大切です。今後も継続して多くの体験活動を子供たちに経験させて欲しい。
- ② 読書活動、野菜づくり教室など、子供たちにとっては本当にありがたい場だと思う。また、異なる学年の子供たちが交流できるのも、今の社会となっては大切な時間を過ごせていると思う。
- ③ 様々なプランを取り入れ、子供たちは安全・安心な居場所として楽しく過ごせていると思うが、課題にもあるように、異なった分野のボランティア人材の発掘が必要だと思う。

9 生涯学習機会の充実、社会教育の充実

－生涯学習（自治センター）への支援－

－公民館事業の推進－

- ① 多種多様なニーズすべてに応えることは無理なので、受講者や利用者の声に耳を傾け、一人でも多くの方が参加する講座や教室を開設して欲しい。
- ② 住民アンケート等を参考に、生き生きライフ講座の内容などを多彩に開いてくれるのは素晴らしいと思う。自治センターの利用が多くの町民に広がってくれることを願います。
- ③ 「生き生きライフ講座」は内容的に良いと思いますが、受講生が少なかったのが残念です。募集方法に工夫が欲しいと思います。

10 公民館図書室利用の促進

- ① 文教福祉施設の図書館がより利便性の高い施設になれば、多様な図書要望に対応でき、利用の促進が図れると思います。
- ② 図書の充実とともに利便性が良くなり、益々利用者が増えるのは素晴らしいと思う。これから新図書館となれば、更に町民にとって利用しやすい身近な施設になると思います。
- ③ 一般向けの読書啓発活動として、新刊図書の広報（広報いしかわに紹介スペース等）があると良い。また、企業や事業所への貸出により図書の有効活用を図ったらどうでしょうか。

文化振興領域

1.1 文化財の保護・活用と愛護思想の高揚

－文化財普及活動（埋蔵文化財出前体験学習事業）－

- ① 出前授業によって、中々触れられない文化財への認識や興味を持たせることが出来ていると思います。今後も出前授業を継続していただきたい。
- ② 一般の人も含め、なかなか周知するのは難しいと思うが、郷土に興味を持たせることから始めれば良いと思う。
- ③ 郷土の歴史を学ぶきっかけとして、各自治センターの講座等に取り入れてもらってはどうでしょうか。

体育振興領域

1.2 スポーツの振興

- ① 生涯スポーツとして、安価で手軽に楽しめるスポーツを紹介する場があればと思います。現況の大会等の実施や参加については、多くの方々の協力もあり良いと思います。
- ② さくらロードレース大会は、年々参加者が増えているということで、いつか有名な選手を招待する等、大きな大会になればと期待します。
- ③ ニュースポーツについて、道具は高価でしょうが一組ずつでも揃えて普及していくなら良いと思う。また、さくらロードレース大会は、石川の「桜」を生かしたすばらしい事業だと思います。

1.3 社会体育施設の整備

- ① 総合運動公園に仮設トイレが設置されたことにより、とても便利になったと思います。野球場を総合運動公園に移設すれば、もっと利便性が高まり、管理についてもしやすくなると思います。
- ② いつも耳にするのは、石川町としての体育施設が不便だと足りないなどです。ハンドボール、ソフトボール、ロードレースを含め施設を充実させて欲しい。出来れば、きちんとした競技場を造ったら良いと思う。
- ③ 閉校により管理施設が多くなり大変でしょうが、安全第一でお願いします。

歴史民俗資料館

1.4 鉱物、歴史民俗資料の公開、教育普及活動、調査研究の推進

- ① 多くの方々が地元の鉱物や歴史に関心が持てるよう、広報を工夫してはどうでしょうか。
- ② 鉱物の町として石川町は本当に誇らしい。ただ残念なことに一般町民の方々は興味を持っている様子がないので、少しハードルを低くした鉱物教室等を開催してはどうかと思う。
- ③ 鉱物については知らない人も多いので、現在開催されている展示会へも町内の諸団体に呼びかけて観覧者を増やせたら良いと思います。

V 点検・評価結果

1 点検・評価表

点検・評価表は、巻末に添付。

2 点検・評価表の見方

① 分野

平成28年度石川町教育委員会重点施策に掲げられた体系を基に、該当する施策の体系の大分類を記載します。

② 担当係

平成28年度の担当係や歴史民俗資料館等を記載します。

③ 「1. 点検・評価項目」

重点施策、事業計画等に掲げた施策体系を基に、教育委員会事務局各係の主要な事業を抽出整理します。

④ 「2. 事業の目的と概要」

点検・評価項目が目指す目標を、その必要性と意図・ねらいなどを記載するに併せて、事業の内容について記載します。

また、当初に計画した数値目標等があれば、記載します。

⑤ 「3. 平成28年度の事業実施状況」

事業の実施状況を記載します。

また、実施年度の経費に係る決算額を記載します。

⑥ 「4. 前年度 平成27年度の状況」

前年度に同事業を実施していれば、その内容及び決算額を記載します。

⑦ 「5. 事業の効果」

平成28年度事業を実施した結果、現れた効果を目的と照らし、評価します。

⑧ 「6. 課題と改善」

評価委員会委員の意見を参考に、今後の課題や見直し点などについて記載するとともに、その改善の必要性、方向性を記載します。

VI 資料

石川町教育委員会評価委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第2項の規定に基づき、同条第1項の点検及び評価を行うに当たって教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、石川町教育委員会評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員は、石川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ点検及び評価を行って当たり、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 評価委員会は、評価委員7人以内で組織する。

- 2 評価委員は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
- 3 評価委員の任期は、教育委員会が委嘱した日から2年とする。ただし、補欠の評価委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 評価委員は、再任することができる。

(委員長)

第4条 評価委員会に評価委員長を置き、評価委員の互選によってこれを定める。

- 2 評価委員長は、会務を総理する。
- 3 評価委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する評価委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育課総務係において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(関係法令)

地方教育行政の組織および運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜粋

(事務の委任等)

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

- 2 前項の規定に関わらず、次の事務を教育長に委任することができない。
- 一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
 - 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
 - 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
 - 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
 - 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
 - 六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。
- 3 教育長は、教育委員会規則で定めることにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。
- 4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項に規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

石川町教育委員会評議委員会委員

氏名	職名	経歴等
近内 光慶 こんない みつよし	委員長	社会教育委員(元教育委員)
郷 美枝子 ごう みえこ	委員	社会教育委員 (元沢田小中P.T.A役員)
菅野 智子 かんの ともこ	委員	社会教育委員 (介護認定審査会委員)
小豆畠則雄 あずばたのりお	委員	社会教育委員 (元山形小P.T.A役員)
星 いづみ ほし	委員	社会教育委員(商工会女性部)
塩田 富子 しおた とみこ	委員	社会教育委員(家庭教育関係)

平成28年度石川町教育委員会の点検・評価について

「ご意見をお寄せください。」

お寄せいただいた御意見につきましては、今後の施策・事業等の推進に当たっての参考にさせていただきます。

定められた書式は、ありません。

(参考書式)

点検評価項目（ ）について

※ ご住所

※ お名前

※ご住所、お名前があれば、教育委員会の考え方を「回答」できる場合もございます。

御意見は、いずれかの方法でお寄せください。

(FAX) 0247-26-1638

(郵便) 〒963-7893 石川町字長久保185-4 石川町教育委員会宛